

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅録印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニカラグア	セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,090,000千円 H33.12.31まで	H28.3.10 パナグア で (同日)	日本側 安藤 (今井) 泰志 駐ニカラグア大使 ニカラグア側 アルレンコ・メササ外務次官兼経済協力庁長官	H28.6.27 233号
ニカラグア	ニカラグア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 *****	H28.9.16 パナグア で (同日)	日本側 大野正義 駐ニカラグア臨時代理大使 ニカラグア側 アルレンコ・メササ外務次官兼経済協力庁長官	H28.10.3 380号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。